

令和5年度 第3回 流域治水協議会 開催 ～気候変動を踏まえた河川及び流域での対応方針について～

1. 概要

気候変動の影響による降雨量の増大に対して、早期に防災・減災を実現するため、流域のあらゆる関係者による様々な手法を活用した対策の一層の充実を図ることを目的とした「流域治水プロジェクト2.0」を策定に係る流域治水協議会を開催します。

流域治水プロジェクトは、流域全体を俯瞰し河川整備等に限らず被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策を流域の関係者と協働し定めておりますが、2.0では気候変動の影響により2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍に増加すると見込まれていることから流域治水の取組をさらに加速化・深化させるため、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策方針を反映します。また、流域治水自分毎化に向けた取組計画・ロードマップについても議題とします。

2. **開催日時** : 令和6年3月26日(火) 15:00～17:00(予定)

3. **開催方法** : 対面・WEB会議併用による開催
会場 : 三重河川国道事務所3階(三重県津市広明町297)

4. **出席予定者** : 【別紙-1参照】

5. 議題(予定)

【流域治水協議会】

1. 流域治水プロジェクト2.0(原案)について
2. 流域治水自分毎化に向けた取組計画・ロードマップ(原案)について
3. 関係機関との意見交換

6. **配布先** : 三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ

※当日、取材を希望される報道機関におかれましては、3月25日(月)16時までに別紙-2「取材登録書」をFAXにて提出をお願いします。

7. **解禁** : 指定なし

8. その他

- ・会議は原則公開で行いますが、カメラ等の撮影は冒頭の「挨拶」までとさせていただきます。
- ・一般の方は会場等の都合により、傍聴出来ませんのでご了承ください。

9. 問合せ先

<全般・国管理河川の取組に関すること>

国土交通省 三重河川国道事務所 副所長 赤畠 義徳
流域治水課長 岩田 孝治

TEL : 059-229-2216 FAX : 059-229-2257

	所屬	役職名	備考
	四日市市	市長	
	鈴鹿市	市長	
	亀山市	市長	
	菰野町	町長	
	朝日町	町長	
	川越町	町長	
三重県	県土整備部	水害対策監	
三重県	県土整備部 施設災害対策課	課長	
三重県	県土整備部 防災砂防課	課長	
三重県	県土整備部 下水道事業課	課長	
三重県	県土整備部 都市政策課	課長	
三重県	県土整備部 建設開発課	課長	
三重県	県土整備部 住宅政策課	課長	
三重県	県土整備部 営繕課	課長	
三重県	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
三重県	県土整備部 道路建設課	課長	
三重県	県土整備部 道路管理課	課長	
三重県	農林水産部 農業基盤整備課	課長	
三重県	農林水産部 治山林道課	課長	
三重県	四日市建設事務所	所長	
三重県	鈴鹿建設事務所	所長	
三重県	四日市地域防災総合事務所	所長	
三重県	鈴鹿地域防災総合事務所	所長	
気象庁	津地方气象台	台長	
林野庁	三重森林管理署	署長	
水資源機構	三重用水管理所	所長	
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化 対策官	
森林研究・整備機構	森林整備センター 津水源林整備事務所	所長	
中部電力株式会社	事業創造本部	事業創造本部長	
東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部 施設部	部長	
近畿日本鉄道株式会社	鉄道部 名古屋統括部 施設部	部長	
国土交通省	三重河川国道事務所	所長	事務局
三重県	県土整備部 河川課	課長	事務局

雲出川外流域治水協議会

	所属	役職名	備考
	津市	市長	
	松阪市	市長	
三重県	県土整備部	水害対策監	
三重県	県土整備部 施設災害対策課	課長	
三重県	県土整備部 防災砂防課	課長	
三重県	県土整備部 下水道事業課	課長	
三重県	県土整備部 都市政策課	課長	
三重県	県土整備部 建設開発課	課長	
三重県	県土整備部 住宅政策課	課長	
三重県	県土整備部 営繕課	課長	
三重県	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
三重県	県土整備部 道路建設課	課長	
三重県	県土整備部 道路管理課	課長	
三重県	農林水産部 農業基盤整備課	課長	
三重県	農林水産部 治山林道課	課長	
三重県	津建設事務所	所長	
三重県	松阪建設事務所	所長	
三重県	津地域防災総合事務所	所長	
三重県	松阪地域防災総合事務所	所長	
気象庁	津地方气象台	台長	
林野庁	三重森林管理署	署長	
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化 対策官	
森林研究・整備機構	森林整備センター 津水源林整備事務所	所長	
中部電力株式会社	事業創造本部	事業創造本部長	
東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部 施設部	部長	
近畿日本鉄道株式会社	鉄道部 名古屋統括部 施設部	部長	
国土交通省	三重河川国道事務所	所長	事務局
三重県	県土整備部 河川課	課長	事務局

※協議会当日、都合により変更の場合もあり

櫛田川外流域治水協議会

	所属	役職名	備考
	松阪市	市長	
	多気町	町長	
	明和町	町長	
三重県	県土整備部	水害対策監	
三重県	県土整備部 施設災害対策課	課長	
三重県	県土整備部 防災砂防課	課長	
三重県	県土整備部 下水道事業課	課長	
三重県	県土整備部 都市政策課	課長	
三重県	県土整備部 建設開発課	課長	
三重県	県土整備部 住宅政策課	課長	
三重県	県土整備部 営繕課	課長	
三重県	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
三重県	県土整備部 道路建設課	課長	
三重県	県土整備部 道路管理課	課長	
三重県	農林水産部 農業基盤整備課	課長	
三重県	農林水産部 治山林道課	課長	
三重県	農林水産部 治山林道課	課長	
三重県	松阪建設事務所	所長	
三重県	松阪地域防災総合事務所	所長	
気象庁	津地方气象台	台長	
林野庁	三重森林管理署	署長	
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化 対策官	
森林研究・整備機構	森林整備センター 津水源林整備事務所	所長	
中部電力株式会社	事業創造本部	事業創造本部長	
東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部 施設部	部長	
近畿日本鉄道株式会社	鉄道部 名古屋統括部 施設部	部長	
国土交通省	三重河川国道事務所	所長	事務局
三重県	県土整備部 河川課	課長	事務局

※協議会当日、都合により変更の場合もあり

宮川外流域治水協議会

所属		役職名	備考
	伊勢市	市長	
	多気町	町長	
	玉城町	町長	
	大紀町	町長	
	度会町	町長	
	大台町	町長	
	南伊勢町	町長	
三重県	県土整備部	水害対策監	
三重県	県土整備部 施設災害対策課	課長	
三重県	県土整備部 防災砂防課	課長	
三重県	県土整備部 下水道事業課	課長	
三重県	県土整備部 都市政策課	課長	
三重県	県土整備部 建設開発課	課長	
三重県	県土整備部 住宅政策課	課長	
三重県	県土整備部 営繕課	課長	
三重県	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
三重県	県土整備部 道路建設課	課長	
三重県	県土整備部 道路管理課	課長	
三重県	農林水産部 農業基盤整備課	課長	
三重県	農林水産部 治山林道課	課長	
三重県	松阪建設事務所	所長	
三重県	伊勢建設事務所	所長	
三重県	松阪地域防災総合事務所	所長	
三重県	南勢志摩地域活性化局	局長	
気象庁	津地方気象台	台長	
林野庁	三重森林管理署	署長	
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化 対策官	
森林研究・整備機構	森林整備センター 津水源林整備事務所	所長	
中部電力株式会社	事業創造本部	事業創造本部長	
中部電力株式会社	三重水力センター 事業課	課長	
東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部 施設部	部長	
近畿日本鉄道株式会社	鉄道部 名古屋統括部 施設部	部長	
国土交通省	三重河川国道事務所	所長	事務局
三重県	県土整備部 河川課	課長	事務局

※協議会当日、都合により変更の場合もあり

令和5年度 第3回 鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
流域治水協議会 取材登録書

標記の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のためこちらの取材登録書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

期限：3月26日(火) 12時00分 まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者等

(1) ご氏名 _____

(2) 連絡先 TEL _____

(3) 取材人数 _____ 人

3. 送信先 (FAX) 059 - 229 - 2257

(メール) cbr-miechousa@mlit.go.jp

4. 問い合わせ先

国土交通省 三重河川国道事務所

副所長 赤畠
流域治水課長 岩田

TEL : 059-229-2216

流域治水プロジェクト2.0

～気候変動下で水災害と共生する社会をデザインする～

別紙3

○ 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

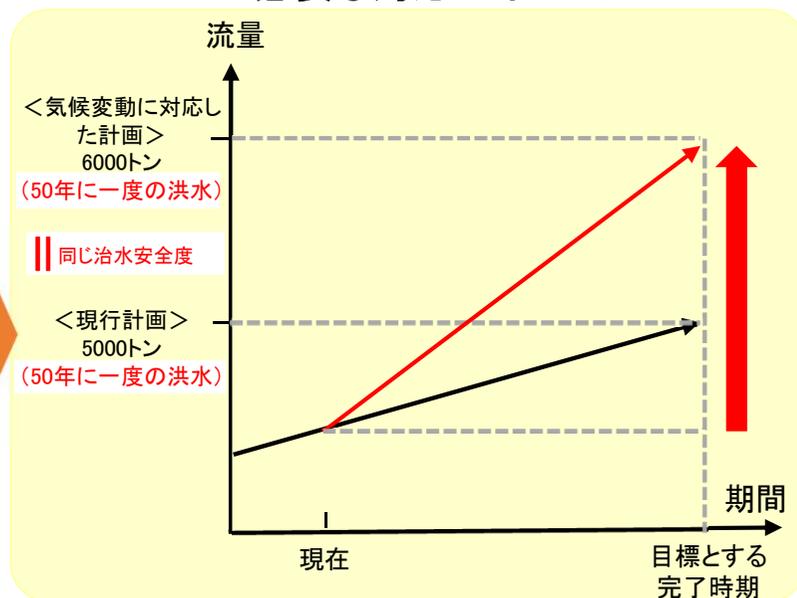
現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
- 現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

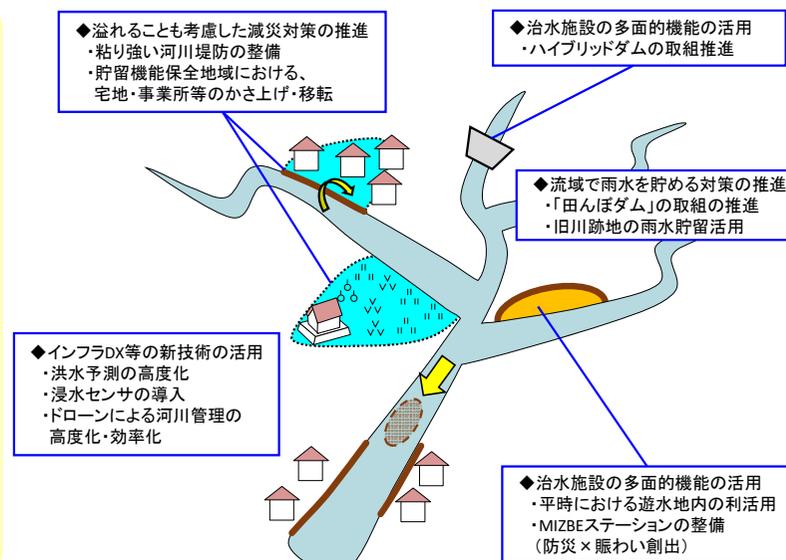
必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図る

必要な対応のイメージ



様々な手法の活用イメージ



降雨量が約1.1倍となった場合

気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇	約1.1倍

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、
目標流量を1.2倍に引き上げる必要

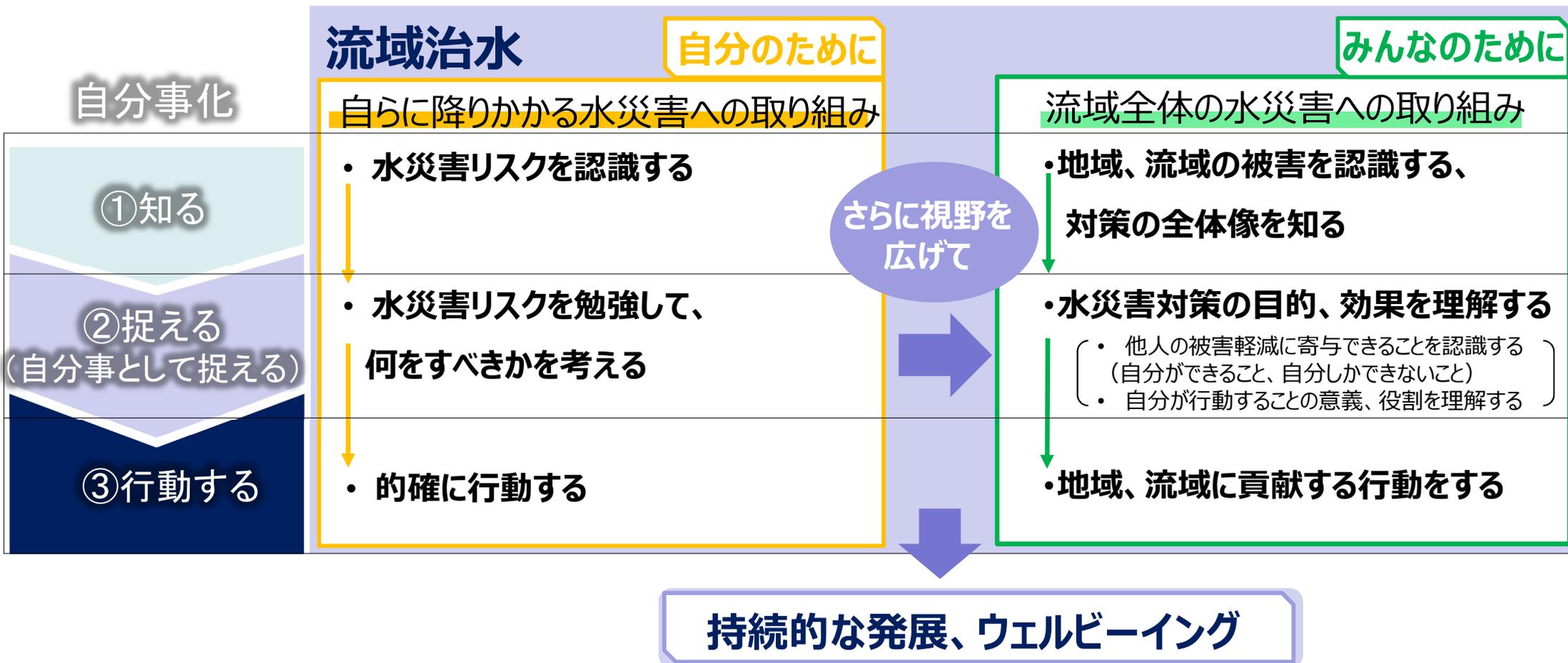
※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要
⇒全国109水系で、上記の対策内容を反映した『流域治水プロジェクト2.0』に順次更新する

8水系(豊平川(石狩川水系)・鳴瀬川・関川・雲出川・狩野川・太田川・仁淀川・緑川)で先行して公表
※梯川・由良川・遠賀川も8月末までに公表



水災害を自分事化し、総力を挙げて流域治水に取り組む

- 住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。



※社会がスローダウンすると自分事と感ずる。
(計画運休、休業、道路の通行止めなど)

1. 背景 (流域治水の推進)

by ALL の流域治水

2℃の気温上昇時、洪水ピーク流量は2割増(4℃上昇時4割増)。河川区域の対策だけでは対応できない。

流域のみんなで、自然、産業を含め文化として治水に取り組む。



- ◎持続的に開発しつつも社会的機能を維持しながら災害に備える二刀流方式
- ◎人と人、自然と人、自然と自然のつながり
- ◎流域を俯瞰した取り組み(山川海全部含めて流域治水)

気候変動緩和の取り組みも流域治水

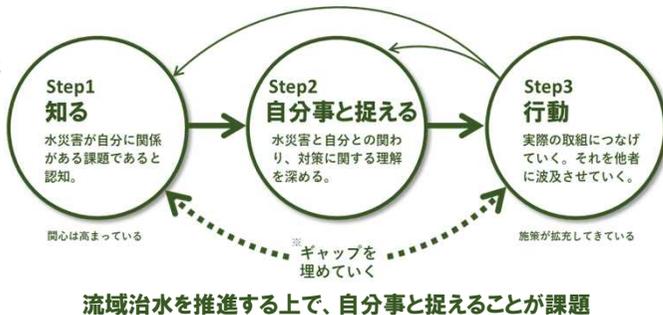
2. 課題

水災害リスクの自分事化

住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。

流域全体の水災害への取り組みへ

水災害から自身を守ることからさらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。
※流域治水に取り組む主体を増やす(自分のためから、みんなのために)

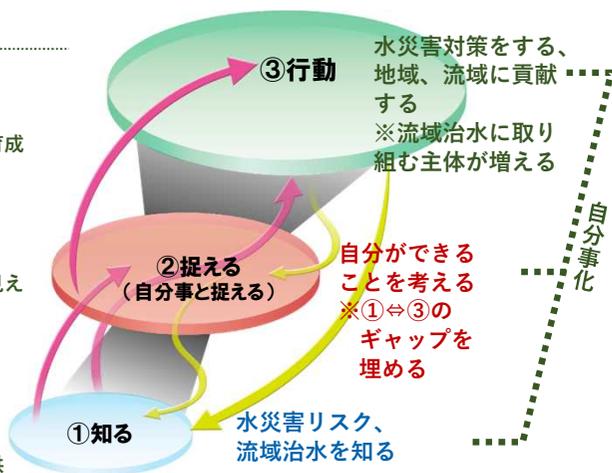


3. 流域治水に取り組む主体を増やすための取組方針

大局的には①知る→②捉える(自分事と捉える)→③行動の流れを作り、取り組みの幅を広げ、トッパー育成や要件化・基準化等を通して流域にも視野を広げていく。

取り組みの例

- ・要件化・基準化
- ・トッパー育成
- ・流域治水への貢献
- ・ビジネスへの支援
- ・流域対策への支援
- ・取り組み、効果の見える化
- ・連携活動
- ・教育活動
- ・流域治水の広報
- ・リスク情報等の提供



意識の醸成を図り、国民運動、日本の文化に

日々の生活の中で水害、防災のことが意識され、全国的に水災害リスクの自分事化が図られ、その視野が流域に広がり、社会全体が防災減災の質を高めるとともに、持続的に発展していく。

4. 施策を進めていく上での着眼点と具体策

◎ 具体施策

(1) 知っている人を増やすことと伝え方の工夫

- ◎気象条件を伝えるなど他人事化できない状況を定着
- ◎取り組みを促す相手の特性に応じて伝え方を工夫
- ◎インフラツーリズムとの連携など、知る機会を増やす
※ネガティブなことをおしゃれに、楽しいことを伝える。
住民自らのモニタリング

- 地域 | 個人 | 企業・団体
- ◎流域治水ロコマーク、ポスター
 - ◎流域治水の日、週間
 - ◎河川空間の利活用を通じた意識醸成
 - ◎SNS等での情報発信
 - ◎インフラツーリズムとの連携
 - ◎ダイナミックSABO ◎はまツーリズム推進
 - ◎危機管理水位計、簡易カメラ、浸水センサー等の拡充・閲覧周知

(2) 自分事化の機会創出と手段

- ◎防災教育(住民自ら記憶を伝える、行動を学ぶ)
- ◎水害伝承(記憶の風化を防ぎ教訓を伝える)
- ◎学べるコンテンツ(ウェブ、既存メディア活用)
- ◎補助金、税制優遇等の支援
- ◎防災関連ビジネスの推進、取り組みのアピール
- ◎社会を良くしたいという動機、SDGs
- ◎取り組みの位置づけ、効果可視化(デジタル活用)

- 地域 | 個人
- ◎防災教育の推進(既存施策)
- 地域 | 企業・団体
- ◎地域に貢献する水防活動への参画
 - ◎流域治水オフィシャルサポーター制度
 - ◎防災・減災ビジネスの推進(オープンデータ活用)
- 地域 | 企業・団体
- ◎デジタルテストベッド

(3) 自分事化を促す相手の把握と絞り込み(発信側と受け手側の例)

- 発信側
- ◎キーパーソンのタイプ(盛り上げ、自然環境、研究開発、危機意識)+河川ごとの特徴
 - ◎リーダーの育成(防災士、気象予報士等との連携等)
 - ◎インフルエンサー活用

- 受け手側の例
- ◎防災教育に取り組む子供と家族
 - ◎高齢者、災害弱者、若年層
 - ◎リソースが不足している企業、建設分野他企業
 - ◎地域のコミュニティ
 - ◎金融関係機関

(4) 主体的な取り組みが進むための環境整備

- 1) 取り組みを実行する仕組みづくり
- ◎きっかけは様々(河川の利用や生態系保全の取り組みから始めることも)
 - ◎課題の把握、取組事例の共有と分析、人と人をつなぐ仕組みの構築
- 2) 社会のモードチェンジ
- ◎ポジティブな情動、同調圧力も ◎国からの情報発信による環境整備から

- 地域 | 個人 | 企業・団体
- ◎共有プラットフォーム(全国流域治水MAP)

(5) 持続的に流域治水を推進

- ◎トッパーの育成
- ◎防災教育を通じて流域に視野を広げる
- ◎農業・農村地域での取り組み(水を貯めることに対する農家と水管理組織の合意形成、防災対策と農村コミュニティ機能の相互依存的発展)

- 地域 | 個人 | 企業・団体
- ◎表彰制度(流域治水大賞)
 - ◎円滑な避難を支援する人材育成(ファシリテーター派遣の仕組み)
 - ◎気候変動リスク開示における民間企業の取り組みの支援(TCFD)
 - ◎防災教育に関する素材提供
 - ◎水害伝承に関する情報(コンテンツ)の普及・拡大

※各水系の流域治水プロジェクト等への反映とフォローアップ

5. 施策体系(目的、狙い)

○ 主に地域、個人に関するもの

○ 特に企業に特化したもの

流域にも視野を広げる
(自分のためにも、みんなのためにも)

連携活動

- ダム、砂防等インフラの役割、メカニズムが伝わる

流域治水の広報

- 流域治水の背景、必要性、意義を知っている人が増える
- 地域のリスクを知ろうとする人が増える
- 取り組みの機運が醸成される

リスク情報等の提供

- 地域のリスクを知ろうとする人が増える
 - ・ 地域の具体的な水害リスクを知る
 - ・ 日々の生活の中で水害を意識する
 - ・ 具体的な対策の必要性、取組内容を理解する

教育活動

- 流域治水を自分事と捉え、具体的に取組もうとする人が増える
 - ・ 地域の既往水害を知る
 - ・ 水害への備えの必要性を理解する
 - ・ 具体的な備えの仕方を学び、備える
 - ・ 家族と一緒に水害について考え、備える
 - ・ 地域の流域治水関連の取り組みに参加する
 - ・ 地域の河川、自然への理解が深まる

トップランナーの育成

- 地域、個人にとってモデルとなる取り組みが増える
 - 企業の水害リスクに関する情報開示、対策が進む
- ※流域に視野が広がり、流域治水に取り組む主体が増える

要件化・基準化

- 流域治水が持続的に進む仕組みが整う

流域治水への貢献

- 大雨時に避難する人、避難を支援される人が増える
- 水害に対する安全度が高まる

流域対策への支援

- 自衛水防をはじめ、流域治水に関する取り組みが進む

ビジネスへの支援

- 防災関連市場が活性化し、参入企業が増えることで水害対策が進む

取り組み・効果の見える化

- 流域治水のメカニズム、効果を理解する人が増え、行動につながっていく

流域治水が文化となることで、地域の安全度が高まり、産業の持続可能性が高まる。投資価値も高まる。

①知る機会を増やす

水災害のリスクや、流域治水について知る機会を増やしていく。

②自分事と捉えることを促す

水災害のリスクが自分事と捉えられ、流域に視野が広がるきっかけを提供し、行動に向かう状況を創出する。

③行動を誘発する

水災害対策や、流域治水に関して実際に取り組みが行われるよう、個人、企業・団体の行動を誘発していく。

流域治水に取り組む主体が増える

5. 施策体系

細字：既存施策
太字：新規施策

○ 自発的な取り組みを促す施策

○ 特に企業を対象とした施策

★ 一定の強制力を伴う施策

流域にも視野を広げる
(自分のためにも、みんなのためにも)

連携活動

- インフラツーリズムとの連携
- ダイナミックSABOプロジェクト

流域治水の広報

- 流域治水ロゴマーク、ポスター
- 流域治水の日、週間
- 河川空間の利活用を通じた意識醸成
- SNS等での情報発信

リスク情報等の提供

- 危機管理水位計、簡易カメラ、浸水センサー等の拡充・閲覧周知
- ★ 不動産取引時の重要事項説明
- 水害リスクマップ ○ 流域治水施策集 等
- まるごとまちごとハザードマップ
- ハザードマップポータルサイトの周知 (ユニバーサルデザイン化)

トップランナーの育成

- 円滑な避難を支援する人材育成
- 表彰・認定制度 (流域治水大賞・水害伝承活動)
- 気候変動リスク開示における民間企業の取り組みの支援 (TCFD)

教育活動

- 水害伝承に関する情報 (コンテンツ)の普及・拡大
- 防災教育に関する素材提供
- 未来の防災に資する人材育成
- 環境教育
- 防災教育 (学校教育での防災意識向上)
- イベント等への参画

★ 水災害対策訓練の促進

要件化・基準化

- ★ 基準化、検査・摘発 (罰則)
- ★ 金融・補助金・支援の要件化

流域治水への貢献

- マイタイムラインの普及
- 自衛水防や上下流連携の推進
- 水防協力団体制度
- 流域治水オフィシャルサポーター制度

流域対策への支援

- 財政支援 (補助金・税制優遇等)
- 技術的支援等 (手引き・ガイドライン等)

ビジネスへの支援

- 防災・減災ビジネスの推進 (オープンデータ活用)

取り組み・効果の見える化

- 共有プラットフォーム (全国流域治水MAP)
- デジタルテストベッド
- ★ 流域治水プロジェクト等への反映とフォローアップ

①知る機会を増やす

水災害のリスクや、流域治水について知る機会を増やしていく。

②自分事と捉えることを促す

水災害のリスクが自分事と捉えられ、流域に視野が広がるきっかけを提供し、行動に向かう状況を創出する。

③行動を誘発する

水災害対策や、流域治水に関して実際に取り組みが行われるよう、個人、企業・団体の行動を誘発していく。

流域治水に取り組む主体が増える